

安心して暮らせる まちづくりのために

～登別市空家等対策計画を改定しました～

問い合わせ 都市政策グループ (☎011-3230)

市は、令和4年3月に『登別市空家等対策計画』を改定しました。今号では、計画の3つの方針を紹介するほか、相談窓口などをお知らせします。

これからも安心して登別市で暮らし続けることができるよう、取り組みにご協力をお願いします。

※『登別市空家等対策計画』は、市公式ウェブサイトに掲載しているほか、市役所1階市民コーナーや各支所、市民会館などの公共施設に備え付けています。



▲市公式ウェブサイト

『登別市空家等対策計画』の3つの基本方針

①発生抑制対策の推進

今ある住宅が、空き家となることを防止する取り組みを行います。

パンフレットの配布などを通して、老朽化が進んだ空き家が起こす問題をお知らせし、大切な財産である住宅の将来の活用方法を事前に検討していただくことなどにより、空き家の発生抑制に繋がっていきます。

②適切な管理対策の推進

管理不全となっている空き家の状態を解消する取り組みを行います。

管理不全の空き家は、近隣住民や通行者などへ損害を与える恐れがあることや、損害を与えてしまった場合に管理者責任が問われる恐れがあることを所有者等に伝え、空き家が適切に管理されるようにします。

また、遠方に居住していても所有者が空き家の状況把握ができるよう、登別市シルバー人材センターの『空き家状況確認サービス』を紹介し、管理不全の空き家となることを未然に防止する対策などを進めていきます。

③活用対策の推進

所有者等の理解を得ながら、空き家や空き家を除却した跡地の売買・賃貸など、利活用の促進を図ります。

空き家の活用・流通を図るため、空き家のリフォームなどに対し補助金を交付するほか、所有者と宅建事業者の橋渡しを行う空き家ナビを運用し、北海道宅地建物取引業協会室蘭支部や全日本不動産協会北海道本部と連携した空き家の売却などを行います。

よくある問い合わせ・相談窓口

遠方に住んでいるので、所有している空き家が
どんな状態になっているかわかりません

登別市シルバー人材センターの『空き家状況確認サービス』（有料）の利用をご検討ください。

同センターでは、草刈り、郵便物整理、家屋の風通しなどの維持管理に関するサービスも行っています。

空き家を貸したいです・売りたいです

北海道宅地建物取引業協会室蘭支部や全日本不動産協会北海道本部に相談したり、『登別市空き家情報登録制度（登別市空き家ナビ）』や『北海道空き家情報バンク』に登録し買い手を探すなどの方法があります。



登別市
空き家
ナビ

隣の空き家から草や木がはみ出してきて困ります

空き家の所有者か管理者が対処することが原則となります。所有者等がわからないときは都市政策グループにご相談ください。市が法律に基づき所有者等を調査し、判明した場合は適切に対処するよう依頼します。

相続を放棄したので私には関係ありませんよね

家庭裁判所で相続放棄の手続きをされた場合であっても、新たな相続人が管理を始めるまでは、管理義務があります。この義務を怠り、周辺に被害を及ぼした場合、法的な責任を追及されることがあります。

相談内容	相談先
賃貸・売買などの相談	北海道宅地建物取引業協会室蘭支部 (☎011-4996)
	全日本不動産協会北海道本部 (☎011-232-0550)
賠償などの相談	札幌弁護士会室蘭支部 (☎011-66614)
相続などの相談	札幌司法書士会 (☎011-281-3505)
解体・リフォームなどの相談	登別建設協会 (☎011-2442)
空き家の管理などについての相談	登別市シルバー人材センター (☎011-0880)
空き家に関する相談	都市政策グループ (☎011-3230)

※上記のほか、市の無料法律相談もご利用ください（詳しくはP17『困ったときにはまず相談』をご覧ください）。